

カワサキ会計事務所ニュース

令和7年 6月号 第59号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

6月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収第1期

国民健康保険税 第1期

長崎市ホームページより



社会保険料の標準報酬月額と随時改定について

健康保険及び厚生年金保険の保険料額は、標準報酬月額に応じて決まります。社会保険料の変更は、毎年7月の算定基礎届(定時決定)や、昇給・減給時に提出する月額変更届(随時改定)のタイミングで行われます。

(1) 算定基礎届(定時決定)

標準報酬月額は、4月から6月までに支払われた賃金の1か月当たりの平均額を基準に毎年改定されます。令和7年度の算定基礎届の提出期間は7月1日(火)～7月10日(木)です。

(5月下旬～6月5日までに申告書が送付されます。)

定時決定がなされた標準報酬月額は、9月分から健康保険料・厚生年金保険料に反映されます。

(2) 月額変更届(随時改定)

以下の3つの要件をすべて満たす場合には、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金(基本給や通勤手当を含む各手当等)に変動があった
- ② 変動月からの3か月間に支給された報酬(残業手当等の非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差があった
- ③ 3か月とも支払基礎日数が17日以上である(短時間労働者は11日)

4月に昇給となり、月額変更には該当した場合、定時決定の9月分からの変更ではなく、7月分から変更となります。

(3) 月額変更届出の必要の有無

固定的賃金は増加しても、それ以上に残業手当など非固定的賃金が減少したため、3か月間の平均額が結果として2等級以上下がった場合、また、逆に、固定的賃金は減少しても、それ以上に残業手当など非固定的賃金が増加し、3か月間の平均額が2等級以上上がった場合などは、たとえ2等級以上の差を生じても随時改定には該当しないものとして取り扱い、月額変更届の提出は必要ありません。

算定基礎届と同時期に労働保険料の届出も必要です(6月2日～7月10日まで)

お早めにご準備をお願いいたします。

<「長崎居留地歴史まちづくり協議会」が国土交通大臣賞を受賞しました！>

令和7年5月30日、国土交通省は「まちづくりアワード」の受賞者を決定しましたが、長崎居留地まちづくり協議会が、構想・計画部門で国土交通大臣賞を受賞しました。選定理由として、自治体(長崎市)とまちづくり協議会が共同で、斜面住宅地等の問題と観光地という特性を踏まえた歴史まちづくり計画を策定し、その実現に向けた具体的な道筋を示しているなど、先導性、論理性、実現性、発展性、将来性に優れた取り組みであると評価されました。7月以降に国土交通省にて表彰式が開催される予定です。

今回は、構想・計画部門から進化して実績部門でも表彰されるよう期待したいと思います。